

52 農地利用効率化等支援交付金

【令和5年度予算概算要求額 2,460 (2,050) 百万円】

<対策のポイント>

地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**生産の効率化**に取り組む等の場合、**必要な農業用機械・施設の導入**を支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

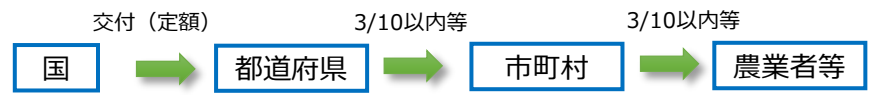
<事業の内容>

目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**生産の効率化**に取り組む等の場合、**必要な農業用機械・施設の導入**を支援します。

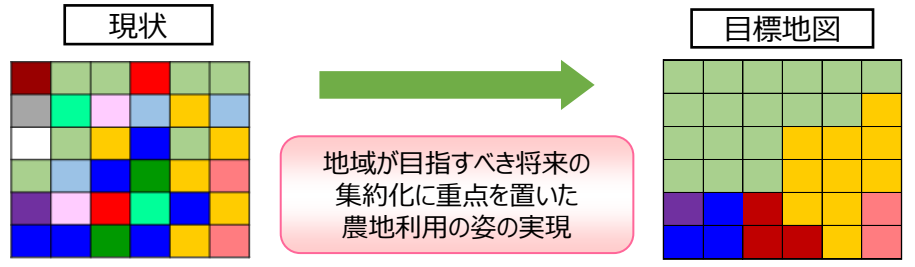
※ 広域に展開する農業法人等の**経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ**（先進的農業経営確立支援タイプ）

- ※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援
- ・スマート農業優先枠
ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業者の取組も対象）
 - ・集約型農業経営優先枠
中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入
 - ・グリーン化優先枠
「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入

<事業の流れ>



<事業イメージ>



助成対象者	目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者
助成内容	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合に 必要な農業用機械・施設 （事業費50万円以上）
補助率	融資残額のうち事業費の3/10以内 等
補助上限額	300万円（目標地図に位置付けられた者は上限を600万円に引き上げ）等 （先進的農業経営確立支援タイプ： 個人1,000万円、法人1,500万円等）

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）